



市場支配的なデジタル・プラットフォーム事業者によるネットワークレイヤーへのレバレッジと競争法・事業法規制の在り方～音声通話アプリ等のプライバシー・デフォルト設定行為を手掛かりとし…

齊藤, 恵太

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2025-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第9113号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100496394>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名 さいとう けいた
齊藤 恵太

学位の種類 博士(法学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第 5 条第 1 項該当

学位論文の題目 市場支配的なデジタル・プラットフォーム事業者によるネットワークレイヤーへのレバレッジと競争法・事業法規制の在り方
～音声通話アプリ等のプリインストール・デフォルト設定行為を手掛かりとした日欧比較～

審 査 委 員 主査 教 授 池田 千鶴

教 授 柴田 潤子

教 授 川島 富士雄

論文内容の要旨

情報通信分野における競争環境を観察する視点として、その機能に着目し、事業分野（以下「レイヤー」という。）を分類することができ、大別して4つのレイヤー（コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤー、ネットワークレイヤー、端末レイヤー）から構成されると理解するのが一般的である。これらのレイヤー縦断的な事業展開に際して、デジタル・プラットフォーム（DPF）事業者の台頭は、情報通信産業において特に大きなインパクトをもたらしている。このうち、ネットワークレイヤーへの影響として、通信サービス領域への進出という形で観察され、具体的には、市場支配的 DPF 事業者による音声通話・チャット機能等を有するコミュニケーションツール（音声通話アプリ等）の提供を通じた通信サービスの提供であり、DPF 事業者が、音声通話アプリ等を介して、音声通話等の市場の競争に対して影響を及ぼし得る。たとえば、欧州委員会が調査を開始した Microsoft・Teams 事件が典型例である。

この点、欧州では、欧州電子通信法典（EECC）が、それまでの通信指令パッケージを統合・改正する過程で、電子通信サービスの定義の変更及び市場支配的 DPF 事業者に対する規制の拡張が行われ、また、DPF 事業者に特化した規制として、デジタル市場法（DMA）がそれぞれ施行されるに至っている。

これに対して、日本の現行法規制は、市場支配的 DPF 事業者に対していかなる規制枠組みを提供するのか、市場支配的 DPF 事業者が、音声通話アプリ等のプリインストール・デフォルト設定を通じてネットワークレイヤーに競争上の悪影響をもたらす場合にかかる規制は有効に機能するのかという問いが本論文の主たる研究対象である（序章）。

まず第1章では、欧州における市場支配的 DPF 事業者のプリインストール・デフォルト設定について検討する。市場支配的 DPF 事業者がその市場支配力を濫用してプリインストール・デフォルト設定を行う際の適用法条や考慮要素を明らかにするため、市場支配的 DPF 事業者がプリインストール・デフォルト設定を介在したと考えられる複数の個別事件を手掛かりに、これらの分析を通じて欧州委員会及び裁判所の判断枠組みを整理する。

第2章では、音声通話アプリ等による音声通話サービスについて焦点をあてて、欧州ではいかなる規制枠組みが用意されているのかを整理した。デジタル単一市場（Digital Single Market）戦略（以下「DSM 戦略」という。）上の課題への対処の位置づけで、2018 年成立の EECC では包括的な規制見直しがあり、「電子通信サービス」としての定義変更と市場支配的 DPF 事業者への規制の拡張が加えられた。かかる規制の拡張によりプラットフォームレイヤーにいかなる規律が及ぶのかを明らかにした。

第3章では、前章までの検討を踏まえて、欧州競争法、EECC、DMAの規律の位置づけを整理し、欧州における市場支配的DPF事業者が音声通話アプリ等をプリインストール・デフォルト設定することによるネットワークレイヤーへのレバレッジに対する規律を考察する。

以上の第1章から3章までの検討を通じて、欧州における市場支配的DPF事業者による音声通話等サービスのプリインストール・デフォルト設定行為について規律を明らかにした。以下の日本法における考察も、基本的には欧州の規律を検討した手順で同様に行う。

第4章では、日本におけるプリインストール・デフォルト設定として、適用法条と個別事案を検討した。市場支配的DPF事業者によるプリインストール・デフォルト設定事例の蓄積が十分でないことから、当該行為を評価するために、各種報告書等における評価をも参照し、施行後まだ間もない透明化法下におけるプラットフォームレイヤーでの市場支配力規制を確認するとともに、プリインストール・デフォルト設定に対する規律の検討にあたって、独占禁止法を中心に、公表された各種報告書等や2024年6月に成立したスマホソフトウェア競争促進法も概観して検討する。

第5章では、ネットワークレイヤーにおける中心的な規律を及ぼす電気通信事業法制を参照しながら、電気通信事業法がDPF事業者に対してどのような規律の関係にあるか、射程とその限界を検討する。

第4章から5章までの検討を通じて、日本における市場支配的DPF事業者による音声通話アプリ等のプリインストール・デフォルト設定によるネットワークレイヤーへのレバレッジについて、現行法上の規律を分析した。

近年のDPF事業者の台頭をうけ、外国法人等への法適用や特定利用者情報の保護の観点から規律を整備してきたところであるが、しかし、いずれも利用者保護的な規律が色濃く、競争的な規律については手当てが追い付いていないと、著者は指摘する。電気通信事業法に基づく市場支配的事業者に対する規制枠組みとして、指定電気通信設備制度があるところ、プラットフォームレイヤーを起点としてネットワークレイヤーに行使される市場支配力の濫用規制に関しては措置されていない状況にあることを明らかにし、本論文の最も核心的な研究課題について結論を得ることが出来た。

最後に、終章において、日本における今日的な競争環境を踏まえた市場支配的DPF事業者に対する市場支配的濫用規制の在り方についてアプローチの方向性を示した。日本における規制の在り方として、競争法と事業法の観点から考察し、(1) 事前規制と事後規制、(2) 競争法規制(a 立法論的アプローチと競争法による補完機能の拡充、b 確約手続による迅速・効率的な是正、c 抑止力のあるエンフォースメント)と事業法規制(a 電気通信事業法と市場支配的事業者規制、b 実質的な取引規律としての約款規制、c 紛争処理機関の機能拡大)の切り口で、考えられる複数の提言を行った。

論文審査の結果の要旨

ある市場において市場支配的な地位にある事業者がその地位をてこととして、その市場支配的な地位を維持・強化したり、隣接する市場における従たる地位が形成、維持・強化することをレバレッジ（独占の梃子）行為といい、競争促進効果を考慮してもなお、それぞれの市場における競争に悪影響が生じる場合には、競争法（日本でいえば、独占禁止法）上の問題となる。競争に悪影響が生じる蓋然性が高く、競争法による事後的な介入では迅速で十分な競争秩序の回復が困難であるといった場合には、個別具体的な事業法において具体的な禁止行為を定め、競争法による介入よりも早い段階で介入できるような法制度が取られたり、さらに一步すすんで、不可欠施設への競争者へのアクセスを認めて、競争条件のイコールフットイングを確保することで、レバレッジ行為による競争上の悪影響が生じ得ないような強力な事前規制が事業法に定められることもある（たとえば、電気通信事業法の指定電気通信設備制度）。

本論文の問題意識は、情報通信分野において、ネットワークレイヤーから川上のコンテンツ・プラットフォームレイヤーへのレバレッジ行為による競争上の悪影響を防ぐ措置は電気通信事業法で手当てがなされているのに対して、逆に、GAFAのような市場支配的なデジタル・プラットフォーム（DPF）事業者が通信サービス市場に進出してネットワークレイヤーにおける競争上の悪影響が生じる、あるいはその蓋然性が高い場合に、日本の現行法制度は、いかなる規制枠組みを提供しており、かかる規制は有効に機能するのかというところにあり、この問いが、本論文の主たる研究対象となっている。

本論文の研究テーマは、プラットフォームレイヤーからネットワークレイヤーへのレバレッジに関する規制枠組みを競争法・事業法の観点から研究することであるが、この研究テーマは、クラウドサービスにおける市場支配的地位を利用してネットワークサービス市場に市場支配力を行使する場面においても応用が可能である。本論文でも紹介されている通り、欧州では、統合されたエコシステムのプレーヤーすべてに適用される同等のルールの下に置かれるべきではないかという問題が提起されており、フランスでは、インフラレイヤーとは別のソフトウェア等のレイヤーで強い市場支配力を持っているクラウド提供事業者が、それを活用して IaaS/PaaS のレイヤーに対して影響力を行使しているのではないかとの疑問を提起して、今後、クラウドサービス市場が進展する中で、このような他のレイヤーのサービスとの関係には留意が必要であると指摘する報告書が出されている。

本論文の指摘のとおり、情報通信分野のレイヤー縦断的な市場支配力行為の規制の在り方が模索されており、非常に応用範囲の広い重要な研究テーマに果敢に挑戦して、一定の研究成果を出したことはとても高く評価できる。

レバレッジ行為は、様々な行為態様で行われるところ、可能性のある行為をすべて取り

上げていたとしたら、本論文の完成を見ることは非常に難しかったであろう。本論文は、音声通話アプリ等のプリインストール・デフォルト設定行為にターゲットを絞り、抱き合わせ・バンドリングの場面に検討対象を限定したことによって、日欧比較を行いやすくして、日本における法制度の現状と課題を克明に浮き彫りにすることに成功している。この点も高く評価できる。もっとも、議論の拡散を避けるため検討対象を限定したことについては、今後の課題として筆者も認識している。今後のさらなる研究が期待される。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である斉藤恵太氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 7年 2月 26日

審査委員	主査	教 授	池田	千鶴
		教 授	柴田	潤子
		教 授	川島	富士雄